

令和6年（行ウ）第31号、87号、88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトンほか

被告 国ほか

準 備 書 面 22

（人種差別撤廃条約が求める義務の履行に関する諸外国の状況及び被告国の義務について）

2026年5月28日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 桁 大 介

同 弁護士 浦 城 知 子

同 弁護士 亀 石 倫 子

同 弁護士 谷 口 太 規

同 弁護士 戸 田 善 恭

同 弁護士 西 愛 礼

同 弁護士 宮 下 萌

原告ら復代理人弁護士 千 葉 飛 鳥

同 弁護士 太 田 こもも

目次

第1	はじめに.....	4
第2	①の義務（外国人差別は適切でないという抽象的・基本的な認識の涵養）	5
1	各国の履行状況.....	5
2	被告国の履行状況	7
第3	②の義務（レイシャル・プロファイリングは適切でないとの具体的類型としての認知促進）	7
1	各国の履行状況.....	8
2	被告国の履行状況	10
第4	③の義務の（a）（現在の捜査実務においてレイシャル・プロファイリングが行われていないかを量的・質的に調査すること）	11
1	各国の履行状況.....	11
2	被告国の履行状況	13
第5	③の義務の（b）（レイシャル・プロファイリングがもたらす社会的・心理的悪影響について法執行機関の職員に理解させること）	13
1	各国の履行状況.....	14
2	被告国の履行状況	16
第6	③の義務の（c）（レイシャル・プロファイリングを回避するために必要な研修プログラムを策定し、実践的に導入すること）	17
1	各国の履行状況.....	17
2	被告国の履行状況	19
第7	③の義務の（d）（導入した定期的な研修成果の効果を測定し、プログラムを改善すること）	20
1	各国の履行状況.....	20
2	被告国の履行状況	21

第8 ③の義務の（e）（レイシャル・プロファイリングを受けた者からの苦情を受け付けるための通報制度を創設し、効果的な調査を行うこと）	22
1 各国の履行状況	22
2 被告国の履行状況	24
第9 ③の義務の（f）（法執行機関の内部及び外部に監督制度を創設し、レイシャル・プロファイリングが起きた場合には国際的な人権基準に従って効果的に調査すること）	25
1 各国の履行状況	25
2 被告国の履行状況	29
第10 結語	29

第1 はじめに

原告らは、訴状、準備書面11及び準備書面20において、人種差別撤廃条約等に基づき、被告国が、人種差別的な職務質問について調査・指揮監督義務を負うことを主張してきた。そして、人種差別撤廃条約委員会の勧告（甲1）などを参照して、人種差別撤廃条約上、かかる義務には、外国人差別は適切ではないという認識を法執行機関の職員に涵養し（①の義務）、レイシャル・プロファイリングを具体的な差別類型として認識させ、その不適切性を理解させる義務（②の義務）、さらにレイシャル・プロファイリングを防止し、これに対処するための具体的かつ実効的な措置を講じる義務が含まれる（③の義務）と主張してきた。そして、③の義務には、レイシャル・プロファイリングが行われていないかを調査し、レイシャル・プロファイリングがもたらす悪影響について職員に理解させ、さらにはレイシャル・プロファイリングを回避するために必要な研修プログラムを策定し、実践的に導入すること、研修成果を測定し、プログラムを改善すること、レイシャル・プロファイリングを受けた者からの苦情を受け付けるための通報制度を創設し、効果的な調査をすること、監督制度を設け、レイシャル・プロファイリングが起きた場合に効果的に調査することも含まれることを明らかにしてきた（③の義務の（a）ないし（f））。

被告国は、これに対して、人種差別撤廃条約上そのような具体的な義務は導かれないと反論した（被告国準備書面（5）・6～7頁）。しかし、同条約の他の締約国においては、これらの義務が具体的に履行されている。甲第131号証は、アメリカ合衆国の諸州、ドイツ、フランス、オーストラリア、イングランド・ウェールズ、スペイン、カナダ、アイルランド及びオランダにおいて、人種差別撤廃条約上の義務がどのようにして履行されているかの状況を調査した報告書である。これによれば、各国が、憲法や既存法規、レイシャル・プロファイリングを防止するための特別法などを含む条約締結後に定められた法令、警察等の組織に

における制度やプログラム、外部機関の設置や連携などの政策、司法府における運用や手続慣行、判断枠組みなどを組み合わせて人種差別撤廃条約上の義務を履行していることが分かる。これらと比較することで、日本においては各国が行っているような対応が皆無であることが浮き彫りとなる。以下においては、上記義務の整理に応じて、甲第131号証において明らかになった他の条約締約国の対応状況との横断的な比較を行うことにより、被告国の義務懈怠が明白であることを示す。

第2 ①の義務（外国人差別は適切でないという抽象的・基本的な認識の涵養）

①の義務は、法執行機関の職員に対し、外国人差別は適切ではないという抽象的かつ基本的な認識を涵養することである。

1 各国の履行状況

アメリカ・カリフォルニア州では、憲法第1条第7節において、法の下での平等保護を保障し、警察活動における差別的行為の禁止を強化している。

ニューヨーク州では、州公民権法40条cが、法執行官による人種・肌の色・国民的出身等を根拠とするいかなる差別も許されないとの原則を明確に定める。

ニュージャージー州では、州改正法典 § 2C:30-6（2024年）において、公務員が人種又は肌の色を理由として個人又は集団を威圧又は差別する目的で不法な逮捕・拘留・車両停止等を行うことが罪になると規定している。

コネチカット州では、1条第20節において「何人も、…人種・肌の色・国民的出身…を理由として…法の下での平等保護を否定されてはならない」と定めている。

メリーランド州では、州交通法典において「法執行機関は、非差別的な法執行を推進するための管理上の指針として…人種に基づく車両停止に反対する方針を採用しなければならない。」と規定したうえで、「車両停止を開始するための唯

一の根拠として個人の人種又は民族を使用する慣行を禁止しなければならない」(§ 25-113 (b) (1)・(2)(i))と規定している。

ドイツでは、憲法第3条第3項第1文が、何人も、人種・言語・出身地等を理由として優遇又は不利益取扱いを受けてはならないと定め、全ての警察活動を拘束する非差別原則の上位規範として機能している。

フランスでは、憲法第1条が「出身・人種・宗教を問わず、全ての市民に対して法の前の平等を保障する義務を負う」と規定し、この原則が警察を含む全ての当局を直接拘束する。

オーストラリアでは、人種差別禁止法(RDA)第10条が「特定の人種、肌の色、国籍又は民族的出身を持つ者が、他の人種等を持つ者と比較して、ある権利を享受できない場合、又は限定的にしか享受できない場合、当該者は本条の効力により、他の者と同等の範囲でその権利を享受する」とし、法の下での平等を規定している。

イングランド・ウェールズでは、警察当局を規律する法律及び警察内部規則・行動規範のいずれも、警察の職務遂行における差別を明示的に禁止している。平等法は、警察機関・警察官を含む公的機関が、肌の色・国籍・民族的又は国民的出身を含む人種に基づいて個人を差別・嫌がらせ・不利益扱いすることを禁止している(1条、4条、13条、19条及び29条等)。警察規則においては、警察の「専門的行動の基準」として、人種を理由として停止・捜索を行い又は民族性を理由として不利に扱った警察官は、即時解雇を含む厳しい懲戒措置の対象となりうることを定めている。

スペインでは、治安部隊・軍団に関する組織法(LOFCS)第5条1項(b)により、警察の基本的行動原則として人種・宗教・意見を根拠とするいかなる差別も行わないことを明定する。

カナダでは、カナダ憲章が人種・国民的又は民族的出身に基づく差別なく、全ての個人が法の下で平等であることを定めており、警察も規律する。

アイルランドでは、ガルダ・シーオハーナ法第9条第1項（c）において、警察の任務として「人権を尊重し、各個人の人権を実現すること」を目的として行動することを明記する。また、アイルランド人権・平等委員会法（Irish Human Rights and Equality Commission Act）第42条第1項において、アイルランド警察（アン・ガルダ・シーオハーナ）に対して差別の排除と人権保護の必要性に配慮する法的義務を課している。

オランダでは、警察行動規範において、誠実性・公平性・全ての個人への尊重を含む、警察官の倫理的・専門的基準を定める。

このように、検討した全ての国において、外国人差別は適切でないとの抽象的かつ基本的な認識を法律・憲法・内部規則等の形で確立し、これを法執行機関の職員に涵養する体制を整備する形で①の義務を履行している。

2 被告国の履行状況

日本では、憲法第14条が人種や社会的身分による差別を禁止しているものの、警察活動において外国人差別を明示的に禁止する個別法も警察内部規則も存在しない。被告国は「人権教育」に関して極めて抽象的かつ簡素なカリキュラムを、極めて稀な頻度で行ったことがあるというにすぎず、上記において検討した諸外国のように、外国人差別の禁止を裏付ける取組みは見られない。

被告国の主張において履行されているとする措置は、①の義務でさえ十分に果たしているとはいえない。

第3 ②の義務（レイシャル・プロファイリングは適切でないとの具体的類型としての認知促進）

②の義務は、法執行機関の職員に対し、人種や民族的出自などに基づき対象者を選定するレイシャル・プロファイリングを、外国人差別の具体的類型の一つとして認知させ、その不適切性を認識させることである。

1 各国の履行状況

アメリカ・カリフォルニア州では、人種的・アイデンティティ・プロファイリング禁止法（RIPA）第4節（C. C. P § 13519.4(f)）において、法執行機関による人種的・アイデンティティ・プロファイリングを明示的に禁止する。内部規則であるサンフランシスコ市警察局（SFPD）部門一般命令5.17は、レイシャル・プロファイリングを停止の判断として人種・肌の色・民族性・国民的出身等を「いかなる程度においても」考慮又は依拠することと具体的に定義し、明確に禁止している。

ニューヨーク州では、市行政法典 § 14-151において「偏向に基づくプロファイリング」とは、警察官又は法執行官が、実際の又は認定される人種・国民的出身・肌の色等を、法執行措置を開始する決定的要因として依拠する行為と定義し、ニューヨーク市警察（NYPD）による当該行為を明示的に禁止する。内部規則であるNYPDパトロールガイドは、レイシャル・プロファイリング及び偏向警察活動に関する明示的な禁止規定を定め、同ガイドの手続203-25号は、警察官が人種・肌の色・民族性又は国民的出身を、法執行措置を開始する唯一の根拠として使用することを禁止する。

ニュージャージー州では、最高法執行責任者である司法長官が、州内全ての警察に対し法的拘束力のある業務命令において、レイシャル・プロファイリングは「全国全ての管轄区域の全ての警察機関によって対処される必要がある長年の刑事司法問題である」と宣言した上で、人種や民族を停止等の警察権の発動を決定する際に考慮することを禁止している。

コネチカット州では、一般に「アルビン・W・ペンレイシャル・プロファイリング禁止法（AWPRPP）」と知られるコネチカット州一般法に編纂された本法は、レイシャル・プロファイリングを「個人の認識された人種的又は民族的地位を全部又は一部の根拠として警察官が個人を拘留・妨害又はその他の差別的扱いを行うこと」と具体的に定義し、市警察・州警察・その他の法執行機関によるレイシャ

ル・プロファイリングを明示的に禁止している。さらに、個々の市警察署は独自の警察規則又は行動規範を有しており、例として、ハートフォード警察署の一般命令1.09は、人種・民族を唯一の理由として市民の停止・拘留等を行うことを禁止する。

メリーランド州では、司法長官が2015年に差別的プロファイリングを終わらせることを目的とした指針覚書を発出し、差別的プロファイリングは法の下での平等と相容れず、レイシャル・プロファイリングは違法であり、コミュニティの信頼を損なうため、レイシャル・プロファイリングを禁止することを行政機関として公式に表明している。

ドイツでは、州反差別法（LADG）2条が、公的機関が民族的出身や人種等を根拠とする差別を明示的に禁止している。ドイツの行政裁判所（甲45）は、警察官の裁量判断が人種や肌の色のみを根拠とする場合、又はそれらが決定的要因を構成する場合には違憲であると判示し、レイシャル・プロファイリングを「違法な警察活動の類型」として明確に定義・排除している。

フランスでは、内務安全法典（code de la sécurité intérieure）第R.434-16条が「警察官又は憲兵は、特定の報告に基づいて確認を正当化する事情がある場合を除き、確認する対象者を選定するにあたり身体的特徴又は識別可能な兆候を根拠としてはならない」と規定している。

オーストラリアでは、RDA第9条において、人種差別を人種・肌の色・出自又は国民的もしくは民族的出身に基づいて区別・排除・制限又は優遇を含む行為を行い、人権や基本的自由の享有などを損なう「目的」又は「効果」を有する行為と定義し、これを違法であると規定している。判例（Wotton v State of Queensland）もRDA第9条が警察活動に関して適用されると判示している。

イングランド・ウェールズでは、平等法により、警察を含む公的機関が肌の色・国籍等により個人を差別することを禁止し、警察規則により、人種を理由として停止などを行った警察官は即時解雇を含む懲戒対象として位置付ける。

スペインでは、国家警察軍団懲戒体制に関する組織法4/2010第7条(d)及び第7条(n)において、人種的又は民族的出身等を根拠とする差別を「きわめて重大な違反(falta muy grave)」として定義し、厳しい制裁の対象としている。

カナダでは、王立カナダ騎馬警察(RCMP)が2020年10月に公表した業務マニュアルにおいて、職員はレイシャル・プロファイリングを禁止され、全ての職員が偏向なき警察活動の研修を修了することが義務付けられた。

アイルランドでは、アイルランド人権・平等委員会法第42条第1項において、アイルランド警察(アン・ガルダ・シーオハーナ)に対して差別の排除と人権保護の必要性に配慮する法的義務を課している。

オランダでは、オランダ刑法において、公務員を含む公的・職業的・業務的立場において行動する者による差別を犯罪とする(同法137条C)ことで、差別的警察活動の類型に対する法的抑止力を確保している。

以上のとおり、検討した全ての国において、具体的な差別類型を法律・通達・内部規則等の形で明示的に定義・禁止することで、レイシャル・プロファイリングを外国人差別の具体的な類型の一つとして認知させ、②の義務を履行している。

2 被告国の履行状況

もともと、日本においては、レイシャル・プロファイリングを差別の具体的な類型として明示的に定義・禁止する法令も、警察内部規則も存在せず、レイシャル・プロファイリングが差別の具体的な類型として認識されるための制度的仕組みが欠落している。

被告国は、警察学校が実施する研修において「人権に配慮した職務執行を行うための教養が行われるよう教授細目基準を示しており、各警察学校においては、上記教育細目基準にのっとりた教養が行われている」と主張する(被告国準備書面(3)8頁)。しかし、準備書面11・26頁以降に指摘したとおり、「人権の尊重」「人権の擁護」などの抽象的表現が列挙されているのみであり、かつ、女性や子供などの他の人権課題と並べて扱われており、外国人などに対する差別

的な職務質問がなされないようにするための具体的な記載は一切見当たらない。具体的基準がなく指導もされないために、現場の警察官は、外見上の特徴を考慮要素として職務質問の対象を選定してもそれが「違法」であるという認識を持ち得ないのである。

したがって、被告国は、②の義務を履行していないといわざるを得ない。

第4 ③の義務の（a）（現在の捜査実務においてレイシャル・プロファイリングが行われていないかを量的・質的に調査すること）

③の義務の（a）は、現在の捜査実務においてレイシャル・プロファイリングが行われていないかどうかを量的及び質的に調査することである。

1 各国の履行状況

アメリカ・カリフォルニア州では、個別法であるRIPAが、法執行機関に対し、全ての車両・歩行者停止を司法長官室に報告することを義務付け、停止の日時・場所、停止の理由、停止時に停止させた者に対して告げられた理由、対象者の人種・民族や警察官側の属性（経験年数・人種）等を含む多岐にわたるデータの収集を義務付けている。これにより不透明な職務質問を可視化し、統計的分析を可能にする基盤を整備している。

ニューヨーク州では、レイシャル・プロファイリング及び偏向に基づく警察活動ユニット（RPBP）が、警察官による人種・民族性・肌の色等に基づく活動に対する市民の苦情を調査することで実態を可視化している。

ニュージャージー州では、独立機関であるOLEPSが、レイシャル・プロファイリングに関するデータを収集し、必要に応じてデータの調査・データの独立分析を実施する権限を持っている。

コネチカット州では、個別法であるAWPRPPが警察署に対して毎月の交通停止データの電子報告を義務付け、停止の日時・場所、対象者の人種・民族・年齢・性別や停止の理由の記載を求めている。

メリーランド州では、州交通法典 § 25-113(d) が、警察官に対して交通停止時に人種・民族を含む特定の情報の報告を義務付けている。

フランスでは、独立した憲法上の機関であるフランス権利擁護者（DDD）が、個人の苦情及び制度的・市民社会からの情報提供を通じてデータを収集する。フランス人権問題全国諮問委員会（CNCDH）は、独立した国家報告機関として、内務省・法務省の統計、世論調査など多様な複数のツールからデータを収集している。

オーストラリアでは、ビクトリア州警察マニュアルにおいて、州警察構成員は合理的な根拠に基づいて人物又は車両を停止・搜索する際に電子的なフィールド・コンタクト・レポート（FCR）を提出することが義務付けられている。

イングランド・ウェールズでは、警察官が実施した全ての身体搜索について搜索日時・場所・理由・結果や自己申告による民族等を記載した記録の作成が義務付けられている。

スペインでは、人権保障国家局が、警察活動中の基本権侵害に関する苦情の記録・追跡管理を専門的に行っている。

カナダにおいては、王立カナダ騎馬警察（RCMP）が人種に基づく認識データは警察活動における組織的な偏見を特定するのに役立つと考え、人種に基づくデータ収集イニシアチブ・パイロットを複数地域で開始し、警察官が判断した人種と市民が自ら回答した人種の両方を記録する仕組みを構築した。

アイルランドでは、政府の統計機関や外部団体が大規模な実態調査を行い、差別の存在を公式に認定している。中央統計局（CSO）は、2024年の統計として、アイルランドにおけるアフリカ系・ブラジル系コミュニティがレイシャル・プロファイリングを経験していると結論付けた。また、2025年発行の「アイルランドにおけるアフリカ系・ブラジル系コミュニティの警察対応に関する経験」においては、回答者の80%以上が白人系アイルランド人と比較して差別的扱いを受けているとの認識を示していることを明らかにした。

以上のとおり、検討したほとんどの国において、レイシャル・プロファイリングの実態把握のための量的・質的データ収集を制度化することで、③の義務の（a）を履行している。

2 被告国の履行状況

しかし、日本においては、職務質問において、停止の日時や対象者の人種・肌の色などを記録することなく、警察庁・都道府県警を含め職務質問に関する継続的かつ統計的な調査はされていない。本訴訟においては、レイシャル・プロファイリングの存在を示す当事者の供述（甲10、甲17、甲31～甲38）や大規模調査の結果（甲25）が提出されているにもかかわらず、実態把握のための量的調査も、当事者へのヒアリングや外部専門家による質的調査も一切実施していない。被告国が「調査をした」と発表するものは、令和3年1年間のみであり、また、報道された事例や個別の苦情のみを対象とし、かつ、警察内部にその認識を照会するにとどまっている。アメリカのカリフォルニア州、コネチカット州やイングランド・ウェールズのような停止する際の民族的外見を記入する義務を定めているわけでも、ニュージャージー州のOLEPSやフランスのCNCDHのような市民の苦情情報の集約もしていない。カナダのRCMPのような「警察官が認識した人種」と「市民が自ら回答した人種」の双方を記録する仕組みも存在しない。

差別を具体的な数字として可視化する姿勢こそが警察活動における組織的な偏見を特定する第一歩であるにもかかわらず、被告国がレイシャル・プロファイリングの実態把握に資する調査を行っていないことは明らかである。

したがって、被告国は、③の義務の（a）を履行していない。

第5 ③の義務の（b）（レイシャル・プロファイリングがもたらす社会的・心理的悪影響について法執行機関の職員に理解させること）

③の義務の（b）は、レイシャル・プロファイリングがもたらす社会的又は心理的な悪影響について、法執行機関の職員に理解させることである。

1 各国の履行状況

アメリカ・カリフォルニア州では、RIPA第4節 (C. C. P § 13519. 4(d) (2) ・ (3)) において「人種的又はアイデンティティ・プロファイリングは我々の憲法と民主主義社会の基本原則に大きな危険をもたらす慣行である。それは忌まわしく、容認することはできない」「人々を法執行機関から遠ざけ、地域警察の活動を妨げ、法執行機関が保護し奉仕することを誓った人々の間で法執行機関の信頼と信用を失わせる」と宣言し、SFPD部門一般命令のI節(A) (4)において「職務遂行中、構成員はレイシャル・プロファイリング・無意識の偏見・代理偏見 (bias by proxy) を認識すべき」として、レイシャル・プロファイリングがいかに悪質な差別であるかについて警察に周知することを規定している。

ニューヨーク州では、警察当局の研修プログラムの教材において、警察官が潜在的な偏見に基づいた行動をとった場合、「壊滅的 (disastrous)」な結果を招き得ると強調し、差別に基づく職務質問が警察への不信感を著しく深めたという歴史的・統計的事実を認めている。

ニュージャージー州では、司法長官法執行指令において、「レイシャル・プロファイリングが公的信頼・警察への支持を損ない、最終的には犯罪の捜査・抑止のための法執行の取組みに対する公的支持を侵食しうる」と宣言している。

コネチカット州では、州一般法典 § 7-294sにおいて、州及び地方の警察研修プログラムが「無意識の偏見研修を含む文化的能力・感受性及び偏見のない警察活動の研修」を含まなければならないことを義務付けており、研修カリキュラムにおいては、単なる「差別の禁止」という教示にとどまらず、スレイブ・パトロール (奴隷パトロール)、ブラック・コード (黒人法) やジム・クロウ法などの歴史的背景、マイクロアグレッションの理解、アンチ・レイシズムの養成など表面的ではなく差別の実態に踏み込んだ内容となっている。

メリーランド州では、2015年の州司法長官による指針通達において差別的プロファイリングは法の下での平等と相容れず、レイシャル・プロファイリングは違法であり、コミュニティの信頼を損なうと宣言している。

ドイツの行政裁判所（甲45）は、警察官の裁量判断が人種や肌の色のみを根拠とする場合、又はそれらが決定的要因を構成する場合には違憲であると判示し、レイシャル・プロファイリングを「違法な警察活動の類型」として明確に定義している。

フランスでは、警察官の初任者研修において、外部団体やDILCRAH等の代表者を招いて市民社会との対話を組み込んだカリキュラムなどを提供することでレイシャル・プロファイリングがもたらす悪影響について法執行機関の職員に理解させている。

オーストラリア・ビクトリア州では、ビクトリア州警察マニュアルにおいてレイシャル・プロファイリングを「客観的又は合理的な正当化ではなく、人種・肌の色・言語・民族性・出自又は宗教に関する固定観念的な思い込みに基づいて警察の決定を行うこと」と定義し、明示的に禁止し、懲戒事由になり得る違法な行為であることを明示する。

イングランド・ウェールズでは、警察活動からレイシャル・プロファイリングを排除し、黒人コミュニティからの信頼回復を図ることを目的として導入された警察人種行動計画（PRAP）が、レイシャル・プロファイリングが悪質な差別であることを教育することに主眼を置いており、全警察官に対し、人種差別及び黒人差別の歴史並びにそれらと警察活動との関連性に関する必須の研修プログラムを導入している。

スペインでは、国家警察軍団懲戒体制に関する組織法4/2010第7条(d)及び第7条(n)において、人種的又は民族的出身等を根拠とする差別を「きわめて重大な違反(falta muy grave)」として定義し、厳しい制裁の対象としている。また、警察

総局による「通達2/2012」において、身分確認のノルマを明示的に禁止し、民族的基準のみに基づく無差別的な身分確認を禁止している。

カナダでは、王立カナダ騎馬警察（RCMP）が公表した業務マニュアルにおいて、全ての職員が偏向なき警察活動の研修を修了することが義務付けられており、職員はレイシャル・プロファイリングを行うことを禁止されている。

以上のとおり、検討した各国において、レイシャル・プロファイリングがもたらし社会的・心理的悪影響を法執行機関の職員に理解させ、レイシャル・プロファイリングは適切ではないという理解を促進するという上記③の義務の（b）が履行されている。

2 被告国の履行状況

しかし、日本においては、このような認識を警察官に理解させるために個別法や内部規則が制定されておらず、制度的枠組みが存在しない。

被告国は、「容姿や服装等の外見のみをもって職務質問の対象としてはならないことを具体的に教養するよう示している」と主張する（被告国準備書面（3）12頁以降）が、これは「レイシャル・プロファイリングと疑われるような行為は行うべきではない旨を一部文章等で指導したことがある」というにとどまる。なぜレイシャル・プロファイリングが禁止されるべきなのかについて、カリフォルニア州のように、法律においてレイシャル・プロファイリングが憲法と民主主義社会の基本原則に大きな危険をもたらす慣行であると宣言することもなく、コネチカット州のように、州一般法典において、警察研修プログラムに「無意識の偏見研修」を含むことを義務付けるなどといった実践的手法からも程遠い。

被告国が③の義務の（b）を履行しているとは到底いえない。

第6 ③の義務の(c) (レイシャル・プロファイリングを回避するために必要な研修プログラムを策定し、実践的に導入すること)

③の義務の(c)は、レイシャル・プロファイリングを回避するために必要な研修プログラムを策定し、実践的に導入することである。

1 各国の履行状況

アメリカ・カリフォルニア州では、州刑事訴訟法 § 13519.4において、警察官は、レイシャル・プロファイリングを行ってはならないと明記した(f)上で、レイシャル・プロファイリング及び文化的偏見に関する警察研修を成文化し(h)、全てのカリフォルニア州警察署が実施しなければならないと定める(g)。研修修了後は5年ごとに新たな継続研修に出席する義務があり(i)、警察官標準・研修委員会(POST)は全ての警察官が修了しなければならない最低研修基準を定める。同カリキュラムでは、POSTの研修ガイドラインに基づき、レイシャル・プロファイリングの法的禁止、偏見を示した警察官の違法行為の結果や明示的・無意識的偏見・先入観・固定観念が効果的な法執行業務遂行を妨げることなどを教育しなければならないと定めている。

ニューヨーク州では、生徒用の教材において、警察官が潜在的な偏見(バイアス)に基づいた行動をとった場合、「壊滅的(disastrous)」な結果を招き得ると強調し、差別に基づく職務質問が警察への不信感を著しく深めたという歴史的・統計的事実を認めている。また、研修プログラムにおいては、弁護士・支援団体などの犯罪被害者の利益の代表者や警察官との接触(職務質問等)が頻繁に発生する地域の出身者などから構成された市警察訓練評議会(MPCT)によって定められている。さらに、NYPDが採用候補者に8時間以上の研修を、全警察官に年次の再研修を義務付けており、レイシャル・プロファイリングが悪質な人種差別であることを踏まえた実効的な研修を実施している。

ニュージャージー州では、2020年に州議会が州・郡・市町村の全ての法執行警察官に対して「無意識の偏見」と文化的多様性の義務的研修を義務付ける法

律を制定した。「無意識の偏見」の研修においては、レイシャル・プロファイリングを一テーマとして取り上げて、自分が無意識に持っている「潜在的偏見」が行動に影響を与える可能性があることを理解し、分析している。

コネチカット州では、州一般法典 § 7-294sにおいて、州及び地方の警察研修プログラムが「無意識の偏見研修を含む文化的能力・感受性及び偏見のない警察活動の研修」を含まなければならないことを義務付けている。同カリキュラムにおいては、スレイブ・パトロール（奴隷パトロール）、ブラック・コード（黒人法）、ジム・クロウ法などの歴史的背景や、マイクロアグレッションの理解やアンチ・レイシズムの養成など差別の実態に踏み込んだ内容となっている。

メリーランド州では、州公安法典 § 3-207(1)により州警察研修・標準委員会が「無意識の偏見のテスト及び研修を開発」しなければならないことが定められており、同機関は採用時に「無意識の偏見テスト」を使用し、研修・テストを実施しなければならない。

ドイツでは、各州においてレイシャル・プロファイリングの防止に関する実践的専門研修を実施しており、ベルリン・ザールラント・チューリンゲン州では警察組織における人種差別に関する基礎研修が義務化されている。ザクセン・アンハルト州やバーデン＝ヴュルテンベルク州においては、上位職の候補者や指導的地位にある警察官向けの義務的研修コースも設けられている。

フランスでは、警察官の初任者研修において、外部団体やDILCRAH等の代表者を招いて市民社会との対話を組み込んだカリキュラムなどが提供されている。

オーストラリア・ビクトリア州では、文化・コミュニティ・多様性（CCD）教育戦略が策定され、警視や上席巡査部長などの上位階級の警察官を含む全ての警察官が無意識の偏見などについて研修を受けることとされている。最大の特徴は、コミュニティフォーラムの開催や専門の市民グループの関与により、地域市民の経験や意見をカリキュラムに反映させ、より実践的な研修を構築した点にある。

イングランド・ウェールズでは、警察学校で、レイシャル・プロファイリングを排除することを目的として、警察人種行動計画（PRAP）を導入し、全警察官に対し、人種差別、黒人差別の歴史及びそれらと警察活動との関連性に関する必須の研修プログラムを導入している。また、大都市計画（MPS）が「職務質問・身体搜索チャーター（Stop and Search Charter）」を導入し、同チャーターは、レイシャル・プロファイリングが少数民族背景を持つ者及び若者に対してなされていることを認めた上で、実際に不当な停止を受けやすい16歳から23歳までの若者80名のフィードバックを直接反映させて作成された。

スペインの一部の市町村では、警察官が停止を行うたびに記録するフォームを作成し、停止理由、停止された人の国籍や民族的背景や停止の結果などを記録し、そのデータを定期的に分析していた。また、警察とコミュニティの代表者が定期的に会合を開き、停止ポリシーや実践について議論するという協同設計型の研修が行われている。

カナダでは、王立カナダ騎馬警察（RCMP）が偏向なき警察活動に関する業務マニュアルの更新を公表し、同マニュアルにおいては、全ての職員が偏向なき警察活動の研修を修了することが義務付けられている。

オランダでは、レイシャル・プロファイリングを防止することを目的として、VR技術を活用した研修を実施した。この研修においては、内部の職員も含む25000名を超える警察官が参加しており、自身の判断が人種等の固定観念に左右されていなかったかをグループで討論し振り返る仕組みを導入している。

以上のとおり、検討した各国において、レイシャル・プロファイリングを回避するための専門的かつ実践的な研修プログラムを策定・導入するという、③の義務の（c）を履行している。

2 被告国の履行状況

これに対し、日本では、レイシャル・プロファイリングを回避することを目的とした専門的・実践的な研修プログラムは策定・導入されていない。被告国は、

警察学校が実施する研修において「人権に配慮した職務執行」が教養されていると主張するが(被告国準備書面(3)8頁)、準備書面11・26頁以下に指摘したとおり、「人権の尊重」「人権の擁護」といった抽象的表現が列挙されるのみで、レイシャル・プロファイリングを明示的なテーマとして取り上げたテキストやガイドラインも存在していない。カリフォルニア州のように研修を法令で成文化してPOSTのような研修ガイドラインを定めることも、ニューヨーク州のように外部の団体も含めて研修カリキュラムを策定することもしていない。ドイツのように上位職の候補者や指導的地位にある警察官向けの義務的研修コースを設けたり、ビクトリア州のようにコミュニティとの協同設計により当事者の視点を反映させたりすることも一切行われていない。

被告国が③の義務の(c)を履行していないこともまた明らかである。

第7 ③の義務の(d) (導入した定期的な研修成果の効果を測定し、プログラムを改善すること)

③の義務の(d)は、導入した定期的な研修成果の効果を測定し、プログラムを改善することである。

1 各国の履行状況

アメリカ・カリフォルニア州では、POSTが研修基準を定めるとともに、研修修了後は5年ごとに新たなカリキュラムに出席する義務を課している。

ニューヨーク州では、全警察官に年次の再研修を義務付けている。また、2013年のフロイド判決(甲81)等により裁判所が任命した監視人がNYPDの停止・レイシャル・プロファイリングに関する研修の重要な改革を監督しており、監視人は停止に関連する研修カリキュラムの審査・勧告を行っている。

ニュージャージー州では、法律により、全ての法執行警察官に対して「無意識の偏見」と文化的多様性の義務的研修を5年ごとに実施することを義務付けている。

メリーランド州では、州公安法典 § 3-207(1)により、州警察研修・標準委員会が「無意識の偏見のテスト及び研修を開発」しなければならないとされており、警察官は毎年、偏見のテストと研修を受けることを義務付けられている。

オーストラリア・ビクトリア州では、研修カリキュラムが継続的に改革されており、フィールドベースの体験学習・視覚的・インタラクティブな電子学習技術・事例研究とシナリオベースの学習の組み込みを通じて、より効果的な双方向型カリキュラムへの更新が行われている。

イングランド・ウェールズでは、警察人種行動計画（PRAP）を策定した後に、2024年に、黒人に対するストップ・アンド・サーチの件数と不均衡比率は2020/21年度から2022/23年度にかけて低下したとの報告書を公表した。同報告書の中では、計画が実効的になされているかについて13件以上の協議・関与イベント及びプロジェクトが実施され、800人超が対面イベントに参加し協議し、複合的差別に関する取り組みを2つのワークストリームに追加するなどの改善を求めた。

カナダでは、独立機関である市民審査・苦情委員会（CRCC）が研修の内容・効果について継続的に審査・勧告を行う権限を有している。

以上のとおり、検討した各国において、研修効果の定期的な測定・評価とプログラムの改善という③の義務の（d）を履行している。

2 被告国の履行状況

これに対し、日本では、被告国が主張するような「人権教育」がレイシャル・プロファイリングにどのように影響しているかについて継続的にデータを収集・分析し、その結果を研修カリキュラムの見直しに反映させる制度等は存在しない。カリフォルニア州、ニューヨーク州、ニュージャージー州やメリーランド州のように一定期間ごとの再研修を法律上義務付ける規定も、イングランド・ウェールズのように計画が職務質問にどのように影響したか分析して公開する仕組みも外部団体と計画が実効的になされているかを協議するイベントなども設けられ

ていない。カナダのCRCCのように独立機関が研修の内容・効果を審査・勧告する仕組みも一切存在しない。

被告国は、表面的な「人権教育」を行ったと主張するのみで、その効果検証も改善も何ら行っておらず、③の義務の（d）を履行していないことは明らかである。

第8 ③の義務の（e）（レイシャル・プロファイリングを受けた者からの苦情を受け付けるための通報制度を創設し、効果的な調査を行うこと）

③の義務の（e）は、レイシャル・プロファイリングを受けた者からの苦情を受け付けるための通報制度を創設し、効果的な調査を行うことである。

1 各国の履行状況

アメリカ・カリフォルニア州では、サンフランシスコ市警察局（SFPD）部門一般命令2.04が、警察官に対する苦情の受付・調査・処理に関するポリシーと手続を定め、未成年者・匿名の個人・第三者からの苦情を含む全てのソースから書面・電話・対面で苦情を提出できる仕組みを整備している。

ニューヨーク州では、レイシャル・プロファイリング及び偏向に基づく警察活動ユニット（RPBP）が、警察官による人種・国民的出身・民族性・肌の色に基づく市民の苦情を調査する専門窓口として機能している。

ニュージャージー州では、レイシャル・プロファイリングを受けたと感じた市民が独立機関である法執行専門基準局（OLEPS）に直接連絡して苦情を申し立てることができる。

コネチカット州では、公民権執行機関である人権機会委員会（CHRO）が、人種・肌の色・国民的出身・出自などを根拠とする差別の申立てを受理・調査することができ、申し立てられた日から300日以内に苦情を提出することが義務付けられている。

メリーランド州では、州公安法典 (Maryland Public Safety Code) に編纂されている州警察説明責任法 § 3-102において、州の全ての郡に外部機関である警察説明責任委員会 (PAB) の設置が義務付けられ、PABは警察官の違法行為を申し立てる個人からの苦情を受け取ることができることを規定している。また、同法 § 3-103において、個人は申立ての対象となる警察官を雇用する法執行機関に直接苦情を申し立てることもできると規定している。

ドイツでは、内部的な苦情部門だけではなく、警察監察官法により連邦警察コミッショナーが設置され、同コミッショナーは警察組織から完全に切り離されている議会任命の組織である。また、同コミッショナーは、市民からの苦情を受け付け、事前通知なしの警察署立入権・ファイル閲覧権・警察官への尋問権を有し、職権で調査を開始できる。

フランスでは、内部的な苦情受付制度であるIGPNだけではなく、外部機関であり憲法上の機関であるフランス権利擁護者 (DDD) が市民からの個別の苦情を受け付け、職権で国家機関への調査を開始できる権限を有する。

オーストラリアでは、オーストラリア連邦警察 (AFP) を利用し、誰でも警察官に対する苦情を申し立てることができる。内部処理の結果に満足できない場合には、独立した外部機関 (連邦オンブズマン及び副オンブズマン) が苦情を受け付けており、内部処理結果の調査や職権調査の権限のみならず、証人の尋問権・施設の立入権など広範な権限を有している。また、ビクトリア州では、警察から独立した広域独立反汚職委員会 (IBAC) が苦情を受け付けるとともに、職権による調査を行うことができる。

イングランド・ウェールズでは、警察改革法により警察苦情制度を規律するとともに、外部機関であるIOPC (独立警察行為局) が、警察が苦情を適切に調査しているかを独自に調査する権限を有する。

スペインでは、国家警察総局及び治安警備隊総局それぞれの下に構成員による犯罪を構成する行為及びその他の職業倫理に反する行為を調査・訴追する内部問

題部門が置かれており、内部を監視・規律する制度が作られている。また、国家警察等から完全に独立したスペイン国家オンブズマン(Defensor del Pueblo)が設置されており、誰でも公的行政による権利侵害について無料で苦情を申し立てることができる。オンブズマンは、苦情を調査し当局への情報要求の権限を有する。

カナダでは、独立機関である市民審査・苦情委員会(CRCC)がRCMP構成員の行為に関する苦情を受理し、申立人が引き続き不満を持つ場合に、苦情処理の審査を実施する権限を有する。

アイルランドでは、警察・安全保障・地域安全法に基づき設置された警察オンブズマン「フィオスルー(Fiosrú)」が、市民からの苦情を処理する(同法170条)。フィオスルーは、公益上必要と認める場合に職権で調査を開始できる(同法205条1項)だけではなく、指定調査官は、調査にあたって逮捕・尋問・立入り・搜索・差押えを含む、警察官と同等の権限を行使できる(同法208、209条)。

オランダでは、内部機関に苦情を申し立てる専門のウェブページが作成されており、苦情が受け付けられた場合には5営業日以内の申立人への連絡や関係警察官への面談が求められる。苦情が解決しない場合は外部の苦情委員会において事案を審査し、申立人と警察官双方への聴聞が行われることがある。

以上のとおり、検討した各国において、レイシャル・プロファイリングの被害者が苦情を申し立てるための通報制度と、効果的な調査の仕組みという③の義務の(e)が履行されている。

2 被告国の履行状況

これに対し、日本では、レイシャル・プロファイリングの被害者からの苦情を特に受け付けるための通報制度や調査制度が存在しない。

日本において内部の苦情受付機関はあるが、どのような調査を行うかも明らかではなく、オーストラリア連邦オンブズマンやイングランド・ウェールズのIOPCのように、内部の処理結果の調査を行う機関があるかも明らかではない。ドイツの連邦コミッショナー、フランスのDDD、アイルランドのフィオスルーやオランダ

の独立した苦情委員会のように警察から独立した外部機関として苦情を調査する機関も存在しない。

被告国は③の義務の（e）を実効的に履行しているとはいえない。

第9 ③の義務の（f）（法執行機関の内部及び外部に監督制度を創設し、レイシャル・プロファイリングが起きた場合には国際的な人権基準に従って効果的に調査すること）

③の義務の（f）は、法執行機関の内部及び外部に監督制度を創設し、レイシャル・プロファイリングが起きた場合には国際的な人権基準に従って効果的に調査することである。

1 各国の履行状況

アメリカ・カリフォルニア州では、弁護士協会会長や市民団体代表などの外部専門家で構成されるRIPA諮問委員会が設置され、数百の地方法執行機関からの全州的な停止データを毎年分析し、報告書を公表している。また、州司法長官（DOJ）は個別の苦情を待たずとも独自の権限で調査を行うことができ、違反が認められた場合には是正措置の実施に向けた交渉や法的措置をとることができる。

ニューヨーク州では、レイシャル・プロファイリング及び偏向に基づく警察活動ユニット（RPBP）が調査した警察官による人種・国民的出身・民族性・肌の色などに基づく市民の苦情統計を含む報告書を公表している。また、市長・市議会・警察本部長・公共擁護者が任命した15名の私人で構成された外部機関である市民苦情審査委員会（CCRB）が権限の濫用の調査や懲戒勧告を行う広範な権限を有する。さらに、司法長官室・法執行違法行為調査局（LEMIO）がNYPDを含む500以上の地方法執行機関に対する管轄権を有し、苦情を待たずに一方的に調査を開始し、警察官の証言や資料提出を強制する権限を有する。

ニュージャージー州では、法執行専門基準局（OLEPS）が収集したレイシャル・プロファイリングに関するデータをニュージャージー州政府のウェブサイトにて

公表している。また、全ての法執行機関は検察官に対して、受け取った苦情の種類とその結果の概要報告書を提出しなければならない、司法長官は、上記報告書をウェブサイトで公表する義務がある。さらに、州警察とOLEPSを監視する機関である州コンプトローラー室（OSC）は、毎年、州警察とOLEPSの法律遵守状況を評価するための審査を義務付けられている。

コネチカット州では、個別法であるAWPRPPに基づき、警察等によるレイシャル・プロファイリングを監視し、対処するために設置されたプロジェクト（レイシャル・プロファイリング禁止プロジェクト、CTRPPP）を立ち上げた上で、CTRPPPの諮問委員会は、全州的な車両停止データを分析し、レイシャル・プロファイリングの傾向に関する年次報告書を公表することを任務とする。これらの審査は毎年実施され、ウェブサイトで公開されているため、市民からの意見収集も行われる。また、警察官に対し、交通停止データを収集する義務とともに、毎月OPMに同データを提出する義務を定めている。

メリーランド州では、州警察説明責任法 § 3-104により、州の全ての郡に、外部機関である行政訴追委員会（ACC）の設置が義務付けられており、ACCに法執行機関の調査結果の審査権限のみならず、警察官を委員会に出頭させて証言を求めることや警察官を行政的に訴追するかどうかを決定することができる権限を与えた。また、同法 § 3-108(b)は、全ての法執行機関に対し、警察官の違法行為を申し立てる者が事案の状況を確認できるデータベースの作成を義務付けている。州は、人種に基づく交通停止に関する公開のデータダッシュボードも公表している。さらに、州交通法典 § 25-113(e) 及び(g)において、法執行機関に対し、定期的なデータの審査、収集されたデータを州統計分析センターへ報告することや、差別のない法執行を促進し、人種に基づく交通停止に対する方針を採用しなければならないことを求めている。

ドイツでは、警察監察官法（PolBeauftrG）により設置された連邦警察コミッションナーが、議会任命の独立した職として、事前通知なしの警察署への立入権・フ

ファイル閲覧権・警察官への尋問権・職権調査権を有する強力な外部監視機関として機能している。

フランスでは、内部的な機関として国家警察総監察局（IGPN）が設置されているだけでなく、独立した行政機関であるフランス人権問題全国諮問委員会（CNC DH）が設置されている。CNC DHは、NGO代表者、学識者、裁判官や弁護士などの64名で構成され、毎年報告書を公表し、人権及び国際人道法に関して公的機関に助言する権限を有する。また、独立した憲法上の機関であるフランス権利擁護者（D DD）は、現地調査を含む調査の実施、勧告・正式決定・制度的報告書の発出などの広範な権限を持っている。

オーストラリアでは、レイシャル・プロファイリング禁止への遵守を監視することを目的として、オーストラリア連邦警察は、レイシャル・プロファイリング・データ・モニタリング・プロジェクト（RPDMP）を作り、「人種的プロファイリング反対センター（Centre Against Racial Profiling）」が、情報公開法のもとでビクトリア州警察が収集したデータを入手・分析するだけでなく、ウェブサイトで公表している。また、ビクトリア州警察マニュアルでは、州警察構成員は合理的な根拠に基づいて人物又は車両を停止・搜索する際に電子的なフィールド・コンタクト・レポート（FCR）を提出することが義務付けられており、この記録は情報公開請求を提出することにより入手可能であり、外部（オーストラリア連邦警察）の監視の対象となっている。

イングランド・ウェールズでは、現場の監督者は部下が実施した職務質問・身体搜索データを分析し、コミュニティの特定の層だけが過剰に搜索されていないかを監視することが求められている。また、外部機関であるIOPCは同様の問題の再発防止のための変更を勧告することができ、監査結果は政府ウェブサイトにより公表される。さらに、2014年に導入されたBUSSS（職務質問・身体搜索のベストユース・スキーム）において、イングランド・ウェールズの警察署が地域監視の仕組みに参加し、市民が警察官のパトロールに同行して職務質問・身体搜索の現

場を見学する機会を提供した。加えて、地域社会監視パネル（CSP）においては、地域によっては、市民とともに実際の職務質問・身体搜索の事案を審査し、問題点を警察にフィードバックする仕組みが設けられた。

スペインでは、内部の監視規律制度だけではなく、独立した機関としての職員・安全サービス検査局は、構成員の行為の調査・審査を行い、必要に応じて管轄機関への措置の提案や行政・刑事違反の疑いがある場合の管轄当局への通報を行う。また、外部機関である国家オンブズマン（Defensor del Pueblo）は、苦情を調査し、当局に情報の提供を求め、勧告を発出する権限を有する。同じく外部組織である人権保障国家局は、警察活動中の基本権侵害に関する苦情の記録・追跡管理を専門的に行い、人権に関する教育・グッドプラクティスの促進も担当する。

カナダでは、独立の機関である市民審査・苦情委員会（CRCC）が王立カナダ騎馬警察（RCMP）構成員の行為に関する市民の苦情を受理し、申立人が引き続き不満を持つ場合に苦情処理の審査を行うことができる。また、RCMPが収集しているデータについて様々なコミュニティ組織との65回もの意見交換会を実施している。

アイルランドでは、「フィオスルー（Fiosrú）」が、公益上必要と認めるときは職権で調査でき、指定調査官は逮捕・尋問・立入り・搜索・差押えを含む警察官と同等の権限を行使できる（警察・安全保障・地域安全法205条1項、208条、209条）。

オランダでは、内部で受け付けた苦情が解決しない場合には、外部にいる委員で構成される苦情委員会において事案を審査し、申立人と警察官の双方に対する聴聞を行うことがある。委員会は警察長に対して勧告的意見を発出することもできる。また、外部機関でありオランダ議会の下におかれた国家オンブズマンは、個別の苦情を待たずに調査する権限を有し、警察機関に勧告をすることができる。

だけではなく、調査結果や勧告をウェブサイトで公表し、議会又は関連機関へ報告することができる。

以上のとおり、検討した各国において、内部のみならず、法執行機関から独立した外部監視機関を設け、レイシャル・プロファイリングが起きた場合には効果的に調査するという③の義務の（f）を履行している。

2 被告国の履行状況

しかし、日本においては、警察活動について独立した外部監督機関は存在せず、データに基づく監査や公開報告の仕組みも不在である。

この点、被告国は、「かねてから、被告国は都道府県警察に対し、市民及び政治的権利に関する国際規約（B規約）や人種差別撤廃条約等の人権保障条約の内容、国際社会における人権擁護に関する事項や、職務執行に際しては、これを最大限尊重しなければならないことを理解させることを含め、適正な職務質問が行われるように適切な指揮監督を行っている。」と主張する（被告国準備書面（5）9頁）。しかし、具体的にどのような立場の者が、どの程度、どのようにして指揮監督を行っているかは全く明らかにされていない。ドイツの連邦警察コミッショナーやアイルランドのフィオスルーのように、広範な権限を有する外部機関が調査監査するような制度ではないことからすれば実効的な監督制度が構築されているとは到底いえない。

したがって、被告国が③の義務の（f）を履行していないことは明らかである。

第10 結語

以上のとおり、人種差別撤廃条約の締約国は、その義務の履行のため、既存の法制度も活かしながら、特別の法令や制度を設けたり、警察内部で様々な仕組みを設け、実践を積み重ね、あるいは外部機関を設置したり外部機関と連携したりするなど、レイシャル・プロファイリングを防止するためのあらゆる努力を積み重ねている。これに対して、日本は①の義務でさえ実効的に履行しておらず、②

及び③の各義務については明白な不履行の状態にある。日本においては、他の締約国が整備しているような具体的な対応は皆無である。

被告国が条約等から導かれる調査・指揮監督義務を果たしていないことは明らかであり、違法である。

以上